

# 阿見町議会会議録

令和3年第3回臨時会

(令和3年7月20日)

阿見町議会

## 令和3年第3回阿見町議会臨時会会議録目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| ◎招集告示                   | 1  |
| ◎第1号（7月20日）             | 3  |
| ○出席、欠席議員                | 3  |
| ○出席説明員及び会議書記            | 3  |
| ○議事日程第1号                | 5  |
| ○開 会                    | 6  |
| ・会議録署名議員の指名             | 6  |
| ・会期の決定                  | 6  |
| ・諸般の報告                  | 6  |
| ・議案第58号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 7  |
| ・議案第59号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 8  |
| ・議案第60号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 13 |
| ・議案第61号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 17 |
| ・議案第62号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 18 |
| ・議案第63号（上程、説明、質疑、討論、採決） | 19 |
| ○閉 会                    | 20 |

# 第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第187号

令和3年第3回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年7月6日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和3年7月20日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- (2) 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
- (3) 防交第1-3号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について
- (4) 防交第1-4号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について
- (5) 財産の取得について（町立小学校電子黒板設置事業）
- (6) 字区域の変更について

第 1 号

[ 7 月 20 日 ]

## 令和3年第3回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年7月20日（第1日）

### ○出席議員

|     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 1番  | 久保谷 | 充   | 君 |
| 2番  | 落合  | 剛   | 君 |
| 3番  | 栗田  | 敏昌  | 君 |
| 4番  | 石引  | 大介  | 君 |
| 5番  | 高野  | 好央  | 君 |
| 6番  | 樋口  | 達哉  | 君 |
| 7番  | 栗原  | 宜行  | 君 |
| 8番  | 飯野  | 良治  | 君 |
| 9番  | 野口  | 雅弘  | 君 |
| 10番 | 永井  | 義一  | 君 |
| 11番 | 海野  | 隆   | 君 |
| 12番 | 平岡  | 博   | 君 |
| 13番 | 川畑  | 秀慈  | 君 |
| 14番 | 難波  | 千香子 | 君 |
| 15番 | 紙井  | 和美  | 君 |
| 16番 | 柴原  | 成一  | 君 |
| 17番 | 久保谷 | 実   | 君 |
| 18番 | 吉田  | 憲市  | 君 |

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

|   |   |    |    |    |    |    |   |
|---|---|----|----|----|----|----|---|
| 町 | 長 | 千葉 | 繁  | 君  |    |    |   |
| 副 | 町 | 長  | 坪田 | 匡弘 | 君  |    |   |
| 教 | 育 | 長  | 湯原 | 正人 | 君  |    |   |
| 町 | 長 | 公  | 室  | 長  | 建石 | 智久 | 君 |

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 総務部長                    | 佐藤哲朗君  |
| 町民生活部長                  | 中村政人君  |
| 保健福祉部長                  | 湯原勝行君  |
| 産業建設部長                  | 村松利一君  |
| 教育委員会教育部長兼<br>予科練平和記念館長 | 小林俊英君  |
| 政策企画課長                  | 糸賀昌士君  |
| 総務課長                    | 山崎貴之君  |
| 財政課長                    | 黒岩孝君   |
| 管財課長                    | 飯村弘一君  |
| 町民課長                    | 齋藤明君   |
| 都市計画課長                  | 林田克己君  |
| 都市整備課長                  | 堀越多美男君 |
| 学校教育課長                  | 恵美和彦君  |

○議会事務局出席者

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 小倉貴一 |
| 書記   | 栗原雄一 |
| 書記   | 湯原智子 |

## 令和3年第3回阿見町議会臨時会

### 議事日程第1号

令和3年7月20日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第58号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第59号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第60号 防安交第1－3号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について

議案第61号 防安交第1－4号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について

議案第62号 財産の取得について（町立小学校電子黒板設置事業）

議案第63号 字区域の変更について

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 川 畑 秀 慈 君

14番 難 波 千香子 君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第58号から議案第63号，以上6件であります。

次に、監査委員から、令和3年5月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 議案第58号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第58号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は令和3年第3回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第58号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カード再交付手数料について徴収する主体が、町から地方公共団体情報システム機構に変更となります。これにより、従来どおり再交付手数料は町で徴収いたしますが、地方公共団体情報システム機構からの受託事務になることから、町条例から個人番号カードの再交付手数料の徴収規定を削除するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第58号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号については原案どおり可決することに決しました。

---

### 議案第59号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第59号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第59号の令和3年度阿見町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億7,547万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ173億2,714万4,000円とするものであります。

その主な内容を申し上げます。

第3款民生費の児童福祉総務費で、ひとり親以外の低所得子育て世帯に対する緊急支援給付金を新規計上。

第4款衛生費の予防費で、医師・看護師に対する報酬額の見直し等により、新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額。

第6款商工費の商工業振興費で、地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券負担金及び委託料を新規計上。

第9款教育費の学校管理費で、地方創生臨時交付金を活用し、君原小学校、阿見第二小学校のトイレ修繕工事を新規計上、全小中学校の感染症対策備品購入費を増額計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 9ページの1122学校施設整備事業工事請負費1,676万4,000円なんです  
が、こちら感染症の拡大抑制の工事ということで、水栓蛇口の自動化、それから不具合箇所  
の一部改修ということなんですけど、君原小と第二小以外のところは、もう全面改修が済んで  
います。それで、今回この2校も全面改修のほうの検討というのはあったのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） はい、お答えいたします。

過去の実績から、こちらの金額につきまして、君原小学校と第二小学校、こちらも通常、今  
ほかの学校で行っているような全面的な改修をやった場合の金額の想定を算出してございま  
す。過去の実績からの推計で、君原小・第二小合わせて2億円ほどかかる見込みという推計にな  
っております。

おのおのの金額は君原小学校で5,285万、第二小学校で1億4,382万1,000円、合計して1億  
9,667万1,000円の見込みということで推計は出してございましたが、この金額が多大になりま  
して、臨時交付金ではちょっと賄い切れないということが分かりましたので、今回必要最小限  
の工事を行うということにさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 今回必要最低限の工事ということで、今後全面改修を考えてはいるん  
でしょうか。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） はい、お答えいたします。

今回の工事につきましては、あくまでも必要最小限と考えておりますので、長期的には長寿  
命化改修に合わせると。可能であるならば、こちらのほうで予算を要望いたしまして、他校と  
同じような全面改修についても要望は出していきたいというふうに、担当課としては考えてお  
るところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） その全面改修に関しては、おおよその予定というか、計画というか、  
多分あるかと思うんですが、それはどれぐらいを見えていますか。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） お答えいたします。

本日、学校施設の長寿命化計画の説明を、この臨時会の後に予定しておるところございま

すが、その計画の中におきましては、阿見第二小学校については令和12年・13年で長寿命化改修を行うと。君原小学校については、令和16年で大規模改修を行うというような計画づけにはなってございます。今のところ、計画が出ているのは以上となります。

説明は以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 同じく9ページ、1122の同じところなんですけども、全協でも1,676万4,000円の、ざっくり概略として、君原小学校が600万、第二小学校が1,000万という形で説明がありました。それぞれの学校の3工事の概算の内訳を教えてください。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） はい、お答えいたします。

君原小学校629万2,000円につきましては、内訳といたしまして、手洗い水栓自動化で約66万円、小便器の水栓自動化で92万円、便座の更新で30万円、和式便器の洋式化で190万円、電気設備等関連工事で40万円、廃棄処分仮設経費等合わせて160万円。おのおの概算ですが、これを合計しまして、629万2,000円という金額になっております。

また、阿見第二小学校につきましては、合計で1,047万2,000円。手洗い水栓自動化で約175万円、小便器の自動水洗化で192万円、便座の更新で210万円、電気設備等関連工事で170万円、産廃の処分仮設経費等で210万円。これは合計で1,047万2,000円という金額で算出しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうすると、便座の更新については、第二小学校は、現行あるものについては全て変わります。君原は、現行の部分については残るものがありますということよろしいんですか。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） そうですね、君原小学校につきましては、現行の和式便器が15、洋式便器が6と。このうち3つについて和式便器を洋式便器に洋式化工事を行います。これによりまして、和式便器が12、洋式便器が9になる工事になります。

第二小学校につきましては、和式便器が32、洋式便器が14。こちらについては洋式便器の更新ということで、和式便器の洋式への更新は行わないため、この和式便器と洋式便器の数量については変わりございません。

便座交換につきましては、君原小学校が洋式便器の2か所を更新、第二小学校につきまして

は、全部14か所の便器の更新という工事を予定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。つまり、第二小学校は全て変えます。君原は6のうち2つしか変えないから4は残りますということですよ。

今回、便座の更新は、ウォッシュレットだとか、暖房だとかというのがありますがけれども、4つについては、それは変えないので、そのまま冷たいまま子供たちが使用するということによって……。4つを変えない理由は何かあるんですか。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） こちらの便座の更新につきましては、傷んでいるもの、また使用に不具合が出ているものについての更新ということで、君原小学校につきましては、学校側と調整を行いまして必要なものについての更新を行うということで、更新されないものについては、従来のものをそのままお使いいただくようなこととなります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） じゃあ、今ある現在の洋式の便座はいつ変えたんですかね。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） はい、お答えいたします。

こちらについては、更新の時期は、私のほうで、ごめんなさい、把握しておりませんので、確認できましたら後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君） 7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 町内7校の小学校の便座が、今回の補正で全てウォッシュレット、それから暖かい便座になりますので、たった4つやれば、全ての学校で現行洋式の部分については、それに変わるということなので、再度検討をお願いしたいと思います。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） 同じ9ページの商工費のところなんですけども、これはプレミアム付商品券の部分で、臨時交付金で4,882万7,000円という形になるんですけども。これ、補助金のところで減額でマイナス1,000万、これのちょっと内容の説明をお願いします。

○議長（久保谷充君） 産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君） はい、お答えいたします。

令和3年当初予算で1億円の10%でプレミアム付商品券1,000万を予算計上しておりましたが、今回町商工会の提案書の提出もあり、町商工会と協議を終えた結果、今回販売額1億5,000万円のプレミアム率20%、ダブルプレミアムによる事業者支援等をもって、この内容に変わりましたので、1,000万円を減額するものです。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はありますか。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私も1122の学校施設整備事業についてお尋ねいたします。

第二小学校については存続を選択したわけですね。存続を選択するということは、選択と集中の原則から言えば、集中もしなくちゃいけないということで、義務教育であれば、ほかの小学校と同じような教育環境の整備をしなくちゃいけないわけですね。

先ほど、全面改修のときのあれが2億円近くの予算がかかるということで、その時期が第二小学校が令和12年ですか、ということ先ほど事務局のほうから言われましたけども、トイレの償却年月日というのは何年を見ているんですか。トイレの便器の償却期間です。

○議長（久保谷充君） 学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） お答えいたします。

申し訳ございません。私のほうでは償却期間については把握してございません。確認できましたらお答えいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 当然まだ統合をするということが前提にはあるわけですよね。その中で、一定の期間存続をするという選択をしたわけですが、改修をして、例えば10年やった場合に、単純計算で1,000万だったら毎年100万の償却が行われていくと。途中で2億もかけて全面改修をした場合に、社会的な情勢が変わったり複式学級を行ったときに、それだけかけたものが、金額だけで言うわけではないですけども、やっぱりちゃんと費用対効果が得られるかどうか、その辺のところの見通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（久保谷充君） 飯野議員、今補正予算の内容についてなので、そんな中で質疑をしてください。

課長、何か……。いいですね、はい。

じゃあ、ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号については原案どおり可決することに決しました。

---

議案第60号 防交第1-3号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第60号、防交第1-3号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第60号の防交第1-3号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、都市計画道路寺子・飯倉線の道路改良工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は契約締結日の翌日から令和4年3月18日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 全協のときにもちょっとお伺いしたんですが、この工事、同じ路線を2つに分けてありますよね。次の第61号のほうもそうなんですけど、同じ業者さんが落札しているということです。同じ路線で工事を2つに分けたのであれば、なぜ取りおりにしなかったのかというのをちょっとお伺いします。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

取りおり制度といいますのは、基本的に町内業者の受注の確保と工期の短縮ということで取りおり制度を実施してございます。今回の場合は、対象の工事業者が竜ヶ崎工事事務所管内に二十数者がございましたので、取りおり制度はしていないというようなことでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） 今回のこの入札は、町内業者だけではできなかつたんでしょうか。その入札のほうは。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

町内業者ですと、今回の条件に当てはまるのは4者でございます。4者では少々一般競争入札には業者が少な過ぎるというようなことございますので、竜ヶ崎工事事務所管内にせざるを得ないというような状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） ただ、取りおりにしてないから、結局同じ業者が取るような形になると、工期が一緒ですよ、これ2本とも。そうすると、これは工事を進めていく上で大丈夫なんでしょうか。その工期のほうは。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

工事に関しましては、ここは1者が取ろうが2者取ろうが、工期は一緒でございます。同じ業者が2工区取れば、当然2班入るというような前提でございます。2班と申しますのは、重機も2つ、代理人も2人というような状況ですので、違う業者が取ったとしても同じような状況でございます。ですので、工期は同じということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 今、飯村課長のほうから、阿見管内で4者しか対応する業者がないので竜ヶ崎管内にしたということなんですけども、今まで私が聞いていて1者応札が、県のほうではやってないんだけど国のほうでやっているの、それを適用して阿見は1者応札もしているということを言っていましたけど、4者があれば十分競争的な入札のあれは発揮されると思うんです。

まして、竜ヶ崎管内に枠を広げたとしても、業者間同士のそういう一定の地元を優先するというので、ほかの地域の業者はあまり参入しなかったという事例があるんじゃないですか。だから、今回の飯村課長の答弁は非常に聞いていて、今までの一貫性がないというふうに感じるんですけど、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

一般競争入札と申しますのは、当然業者数は大体これぐらいというのは、一般的に言われている事例が大体20者前後と。対象になる業者が20者前後というのが一般的に言われている業者数でございます。これはまず、一般的なお話ですので、各自治体によって、またはその工事の状況によって多少は変わるというようなことだと思います。

阿見町の場合には、一般競争入札であっても、ランクAの業者とランクBの業者、そういった場合には10者前後でも入札を行ってございます。そういった事例もございますので、一概にこの業者数というのは言えないと思います。

今、議員御指摘の一貫性がないというようなことでございますけれども、一般競争入札、1者入札の考え方と、当初の募集するときの考え方は一致いたしません。当然1者入札に関しましては、国交省なり総務省なりの、今までの実績といたしますか、指導により行っていることでございます。そういう見解から、当初の募集の仕方と、その1者入札の考え方が一致しないというのは、そういうことでございます。

○議長（久保谷充君） 飯野議員、この議案第60号の中の内容についての質疑だけにしてください。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 阿見管内の業者では取りおりが適用すると。竜ヶ崎管内は取りおりをしなくてもいいという考えは、ちょっとそれこそ一貫性がないのではないかと思うんですけども。竜ヶ崎管内であっても、やはり取りおりで、今回みたいに同じ業者が取っちゃうわけだから、きちっとやっぱりそこは公平性じゃないけど、分配をするという意味で、それは適用したほうがいいのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（久保谷充君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

同じ業者が取る場合、それから違う業者が取る場合、いろいろな入札があると思います。ただ、これ1本に限って同じ業者が取ったというような状況だと思えます。これは全体的にトータルすれば、どういう傾向があるかちょっと分かりませんので、例えば1者が特別、1年のうちに特定の業者が非常に取っているというような状態では問題かと思えますが、この1件の入札を基に一喜一憂しているというようなことではないと思えます。ですので、全体的な傾向を見ながら、その辺のところは考えるというようなことになると思えます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） じゃあ最後に、参考のために聞きますけども、竜ヶ崎の……。

○議長（久保谷充君） 飯野良治君、参考というか、この内容についての質疑なので。

○8番（飯野良治君） 内容について。今の答弁について、ちょっと分からなかったもので。

○議長（久保谷充君） 入札についての質疑をしているわけじゃないんで、この議案第60号についての質疑なんで、その中の質疑をしてください。

○8番（飯野良治君） その中の質疑なんで、いたします。今、竜ヶ崎管内で……。

○議長（久保谷充君） いや、だからそのことについては、竜ヶ崎管内ではという話はもう先ほどから管財課のほうで話したとおりなんで、それについての質疑をしてもしょうがない話なので。

○8番（飯野良治君） じゃあ質問を変えます。

阿見には4者しかいないという話だったんですけど、竜ヶ崎管内ではどのくらいいるんですか。

○議長（久保谷充君） だから飯野議員、それはこのことに直接関係ないので。一応……。

○8番（飯野良治君） そのぐらいのことは……。

○議長（久保谷充君） じゃあ、管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

今回の入札対象業者は24者でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第60号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号については原案どおり可決することに決しました。

---

議案第61号 防交第1-4号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第7、議案第61号、防交第1-4号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第61号の防交第1-4号都市計画道路寺子・飯倉線道路改良工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、都市計画道路寺子・飯倉線の道路改良工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月18日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号については原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第62号 財産の取得について（町立小学校電子黒板設置事業）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第8、議案第62号、財産の取得について（町立小学校電子黒板設置事業）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第62号の財産の取得について（町立小学校電子黒板設置事業）について、提案理由を申し上げます。

本案は、町立小学校6校に電子黒板の設置をするため購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から令和3年12月28日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号については原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第63号 字区域の変更について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第9、議案第63号、字区域の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第63号の字区域の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町荒川本郷第3土地区画整理事業の換地処分に伴い実施するもので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該事業は、荒川本郷地内の字界をまたぎ区域が設定されていることから、事業完了後の町民の利便性や行政サービスの向上を図るため、事業により新設された区画道路や宅地の形状に合わせ、字界の変更を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号については原案どおり可決することに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第3回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。すみません。

学校教育課長恵美和彦君。

○学校教育課長（恵美和彦君） 申し訳ございません。議員より御質問いただきました2点の質問について、お答えをしたいと思います。

君原小学校の洋式トイレが更新されている時期についての御質問でしたが、既設の様式トイレにつきましては、建築当初から、建築されたときに設置されたものでございまして、その他更新等を行っていないければ築53年のものですので、40年以上使用しているトイレでございます。

また、トイレの便器の耐用年数につきまして御質問いただきまして、こちらの年数につきましては15から20年程度と考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） それでは、臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 川 畑 秀 慈

署 名 員 難 波 千香子